

交野市資金管理方針

(目的)

第1条 本方針は、交野市の管理する資金の保管及び運用に関して必要な事項を定めることにより、安全かつ効率的に保管及び運用することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本方針は、交野市の一般会計及び特別会計に係る歳計現金、歳入歳出外現金、基金並びに水道事業会計及び下水道事業会計に係る現金（以下「資金」という。）に適用する。

2 一時借入金は、歳計現金と同様に管理する。

(法令との関係)

第3条 資金の保管及び運用は、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則、地方財政法、地方公営企業法、交野市財政調整基金条例及びその他の基金条例に定めるものを除くほか、本方針の定めるところによる。

(注意義務)

第4条 資金の保管及び運用に携わる職員（以下「担当職員」という。）は、市民の利益を考え、法令及び本方針に定める事項を誠実に遵守し、金融機関に関する情報の収集、金利の動向等の金融情勢について常に注意を払わなければならない。

(資金の保管及び運用の原則)

第5条 資金の保管及び運用にあたっては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 安全性 資金の元本が確実に保全されると判断できること。
- (2) 流動性 収支予定に基づき、支払準備金として支障がないと判断できること。
- (3) 効率性 運用収益の最大化を図り、効率的な運用を図ること。

(保管及び運用の基本的な考え方)

第6条 資金の保管及び運用にあたっては、安全性を最優先して流動性を確保し、効率的に行うものとする。また、資金全体の金融商品の構成が最適なものとなるよう努めなければならない。

(資金管理計画の策定)

第7条 会計管理者は、第15条に規定する資金管理会議の意見を聞いて、毎年度、資金管

理計画を策定し、市長の決裁を受けなければならない。

2 資金管理計画には次の事項を定めるものとする。

(1) 歳計現金及び歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）の保管に関すること。

(2) 基金の保管及び運用に関すること。

3 前2項の規定は、水道事業会計における資金管理計画の策定において準用する。この場合、第1項において「会計管理者」とあるのは「水道局長」と、「市長」とあるのは「水道事業管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、下水道事業会計における資金管理計画の策定において準用する。この場合、第1項において「会計管理者」とあるのは「都市整備部長」と読み替えるものとする。

(実績の報告)

第8条 会計管理者は、毎年度、資金の保管及び運用の実績を取りまとめ、市長及び水道事業管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告した資料については、市広報や市ホームページ等により市民に公表しなければならない。

3 前2項の規定は、水道事業会計における資金の保管及び運用の実績の取りまとめについて準用する。この場合、第1項において「会計管理者」とあるのは「水道局長」と、「市長」とあるのは「水道事業管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、下水道事業会計における資金の保管及び運用の実績の取りまとめについて準用する。この場合、第1項において「会計管理者」とあるのは「都市整備部長」と読み替えるものとする。

(歳計現金等の保管及び運用)

第9条 歳計現金等は、原則として指定金融機関の普通預金の決済用預金で保管する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、金融機関への預金又は債券で保管及び運用することができる。

(1) 安全性及び流動性に支障がなく、効率的であると判断できる場合

(2) 安全性及び流動性を維持するため、保管先及び保管方法の分散を図ることが適当であると判断できる場合

3 保管及び運用する預金及び債券の種類は、次のとおりとする。

(1) 当座預金

(2) 普通預金

(3) 通知預金

(4) 定期預金

- (5) 別段預金
- (6) 国庫短期証券（満期償還日が1年以内の国債）

4 歳計現金等の保管の期間は、一会計年度内とする。

（基金の運用）

第10条 基金は、指定金融機関の普通預金に集約し、一括での運用を基本とし、預金及び債券で運用する。運用にあたっては安全性を確保した上で効率的な運用を図ること。

2 運用により生じた収益及び損失等の配分は、原則として12月末現在のそれぞれの基金の残高により按分する。

3 運用する預金及び債券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通預金
- (2) 定期預金
- (3) 国債
- (4) 政府保証債
- (5) 地方債
- (6) 地方公共団体金融機構債
- (7) 財投機関債
- (8) 一般担保付社債

4 債券を購入する場合は、原則として購入価格が額面金額以下（パー又はアンダーパー）のものとする。ただし額面金額を超える（オーバーパー）債券であっても、償還時の元本と購入時から償還時までの利払いの合計額が、当該債券の購入価格を上回る場合に限り購入できることとする。

5 運用中の預金の解約又は債券の売却は、次に該当する場合に限り行うことができる。ただし、売却にあたっては、第17条に規定する債券検討会議に諮るものとする。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 流動性を確保するためにやむを得ない場合
- (3) 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるため当該商品の入れ替えを行う場合。

（保管及び運用先金融機関等）

第11条 資金の保管及び運用先は、次のいずれかの金融機関又は証券会社（以下「金融機関等」という。）とし、一つの金融機関等に集中することなく複数の金融機関等に分散しなければならない。

- (1) 指定金融機関又は収納代理金融機関
- (2) 本市の借入金（本市の債務保証を含む）との相殺が可能な金融機関
- (3) 銀行にあつては、銀行法第14条の2の規定に基づき内閣総理大臣が定めた基準を満

たし、銀行以外の金融機関にあつては、それと同等以上の水準であり、本市との事務処理等が円滑に行われる金融機関

(4) 証券会社にあつては、金融商品取引法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率が140%以上であり、本市との事務処理等が円滑に行われる証券会社

2 保管及び運用先の金融機関等の選定については、前項に定めるほか金融商品の条件等が同等の場合は、日頃の提案内容や情報サービスなどを考慮し、市への貢献度も含めて、総合的に判断して決定する。

(調達)

第12条 歳計現金、水道事業会計及び下水道事業会計に係る現金に一時的な不足が生じた場合は、金融機関等からの一時借入、保有する債券を活用した資金調達及び基金の繰替運用を行う。

2 資金調達を行うにあつては、収支見込みを的確に判断し、調達する金額及び期間を最小限にとどめるよう努めなければならない。

(取引方法)

第13条 資金の保管、運用及び調達にあつては、引き合い方式又は相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い方法を用いなければならない。

(資金管理会議)

第14条 資金管理に関する次の事項について協議するため、資金管理会議（以下「会議」という。）を設置する。

- (1) 資金の保管及び運用の基準について
- (2) 基金の運用計画について
- (3) 資金の保管及び運用実績について
- (4) 金融機関等の評価について

(会議の構成)

第15条 会議は、次の者で構成する。

- (1) 副市長
- (2) 公営企業担当理事
- (3) 財政担当部長
- (4) 会計管理者
- (5) 水道局長
- (6) 下水道事業担当部長

- (7) 財政担当次長
 - (8) 財政担当課長
 - (9) 会計室長
 - (10) 水道局総務課長
 - (11) 下水道事業担当課長
 - (12) その他議長が必要と認めた者
- 2 会議の議長は、副市長とする。
 - 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第1項に規定する財政担当部長がその職務を代行する。

(会議の運営)

第16条 会議は、必要に応じて議長が召集し、開催する。

- 2 議長は、構成員から会議の開催要請があった場合は、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 議長は、会議を開催するにあたり必要と認める場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の事務局は、会計室とする。

(債券検討会議)

第17条 債券の購入及び売却に係る次の事項について協議するため、債券検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- (1) 債券の購入に関すること。
- (2) 債券の売却に関すること。
- (3) 金融機関等の選定に関すること。

(検討会議の構成)

第18条 検討会議は、次の者で構成する。

- (1) 市長
 - (2) 副市長
 - (3) 財政担当部長
 - (4) 会計管理者
 - (5) 財政担当次長
 - (7) 財政担当課長
 - (8) その他議長が必要と認めた者
- 3 検討会議の議長は、市長とする。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副市長がその職務を代行する。

(検討会議の運営)

第19条 議長は、債券を購入又は売却する場合は、検討会議を開催しなければならない。

2 議長は、構成員から会議の開催要請があった場合は、速やかに検討会議を招集しなければならない。

3 議長は、検討会議を開催するにあたり必要と認める場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議の事務局は、会計室とする。

(その他)

第20条 この方針に定めるもののほか、資金の保管及び運用について必要な事項は、市長及び水道事業管理者と協議し、会計管理者が定める。

附 則

この方針は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年9月1日から施行する。